第4 消防機関との連絡等

- (1) 消防機関への報告、届出等
 - ① 防火管理者選任 (解任) 届出 届出者名 管理権原者
 - ② 消防計画の作成および変更届出 " 管理権原者と防火管理者連名
 - ③ 消防訓練実施の通報

" 防火管理者

④ 消防用設備等点検結果報告(1年に1回) " 管理権原者

第5 火災予防上の点検検査

(1) 消防用設備の自主点検

防火管理者は「消防設備等自主点検チェック票」に基づき、消防用設備等の 自主点検を4月と10月の年2回実施する。

- (2) 消防設備等の法定点検
 - ① 法定点検は業者に委託して行う。
 - ② 防火管理者は点検に立ち会わなければならない。
- (3) 報告等

防火管理者は点検結果を管理権原者に報告しなければならない。

第6 利用者の守るべき事項

- (1) 避難口、廊下、通路、出入口には避難、消火の妨げになる物品等を置かない。
- (2) 煙草の吸殻は、指定された場所に捨てる。
- (3) 火気使用設備器具等は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的以外に使用しない。
- (4) 火気使用設備器具等を指定された場所以外で使用する場合は、防火管理者の 許可を得るとともに周囲を整理整頓し、可燃物に近接して使用してはならな い。
- (5) 地震時には速やかに出火防止を図らねばならない。
- (6) 放火防止対策として、死角となる廊下、トイレ等には可燃物を置かない。
- (7) 建物内外の整理整頓を行う。
- (8) 利用責任者は退館時、火気と施錠の確認を行う。

第7 防災教育および訓練

防火管理者は町会会員に対し、年2回、4月と10月に防災教育および訓練を 行う。

第8 雑則

本計画または変更は総会で承認または事後承認を得るものとする。

金杉会館 利用規則

規則の趣旨

第1条 この規則は会館を、地域住民の相互親睦と福祉の推進及び文化的向上を目的とし使用するため、その維持管理に必要な事項を定める。

会館の管理

第2条 会館の管理者は、町会長とする。

但し、管理者は必要に応じ実務責任者を置くことができる。

会館使用の範囲

- 第3条 次の各号に定める者または団体とする。
 - (1) 金杉町会及びその会員。
 - (2) 近隣町会・自治会他、特に使用が適当であると認められる者。

使用の手続き

第4条 会館を使用しようとする者(以下使用者という)は、管理者に対し、使用許可申請をしなければならない。

使用の許可

第5条 管理者は、会館の使用を許可する時は、申請者に対し会館使用許可書を 交付する。

使用許可は原則として、申込順とする。

使用の制限

- 第6条 管理者は、次の各号が生じた場合、使用を制限又は変更できる。
 - (1) 緊急事態により、町会に必要が生じた場合。
 - (2) 会員の葬儀使用が生じた場合。

使用許可の取消

- 第7条 管理者は、申請者が次の各号に該当するときは、使用を取り消すことが 出来る。
 - (1)公序良俗を乱すおそれのあるとき。
 - (2)建物、設備などを破損するおそれのあるとき。
 - (3) 管理者が管理運営上特に不適当と認めるとき。

使用時間

第8条 会館の使用時間は原則として9時から21時までとし、使用区分は4時間毎の3区分とする。